

# 山形県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程

## 【本規程の主旨】

少人数の運動部において単独校によるチーム編成が不可能な場合の大会出場のための救済措置を目的とし、強化目的のチーム編成を認めるものでない。各学校で選手確保や学校規模に応じた部活動の精選への努力が大前提である。合同チームを編成しようとする各学校長の責任のもとで実施する。

※ 地域クラブ活動の参加資格緩和に伴い、以下「部員」を「学校としての参加資格該当者」と捉える。

## 1. 複数校合同チーム基本条件

新人大会参加申し込み時点で、部員数（出場可能生徒数）が正規試合人数を満たさない学校を含む複数校による合同チームであること。

- (1)各学校において、学校教育計画に基づき顧問教員の配置のもと日常的に活動している部であること。
- (2)各学校において、校長が合同部活動を認めている部であること。
- (3)各学校は同一地区中学校体育連盟内にあること。
- (4)次の競技について、学校の部員数（出場可能生徒数）が以下の正規試合人数を満たしていないこと。  
バスケットボール競技（5人） サッカー競技（11人） ハンドボール競技（7人）  
バレーボール競技（6人） 軟式野球競技（9人） ソフトボール競技（9人） 以上6競技
- (5)各校の顧問、各校長が検討の上、全員が了承していること。
- (6)地区中学校体育連盟が趣旨に照らして審査し適正と認めていること。
- (7)県中学校体育連盟専門部が確認していること。
- (8)地区予選で県大会出場資格を得たチームであること。

## 2. 複数校合同チーム編成上の留意点

- (1)大会参加申込受付後の転入生は部員数に含まないこと。
- (2)正規試合人数を満たしていない学校同士で組むことが前提であること。
- (3)合同チームの組合せは、距離や人数、日常の練習状況等から、各学校事情に応じて行うこと
- (4)必要に応じて随時、県専門委員長及び県中学校体育連盟事務局へ相談すること。

## 3. 複数校合同チーム編成上の特例

- (1)下記について、正規試合人数を満たす学校同士の複数校合同チームでも大会参加を認める。
  - ◆ 山形県中学校新人体育大会(10月)に複数校合同チームとして参加し、翌年の山形県中学校総合体育大会(7月)にも複数校合同チームでの参加を希望する場合。 ※ 地区予選を含む。
  - ◆ 次年度以降に当該校の統廃合が決定している場合。
- (2)当該地区の市町村の施策として日常的に合同部活動が行われている学校同士の場合、山形県中学校体育連盟規程「2. 複数校合同チーム編成上の留意点 (2)」によるものよりも優先して、合同チームとして編成することを認める。

## 4. 複数校合同チーム細則

- (1)それぞれの学校名を連記したチーム名称を使用する。
- (2)引率者及び監督は、それぞれの学校の校長、教員、部活動指導員とする。
  - ※ 当該校の中から代表者を選出し、監督として申込をすること。ただし、代表者以外の当該校の校長・教員・部活動指導員についてもベンチ入りを認める。(山形県独自)
- (3)表彰はそれぞれの学校名を連記したチーム名称で行う。また、それぞれの学校に賞状を授与する。

## 5. 申請手続き

- ※ 合同チーム手続き（県中体連事務局へ報告含）は、各地区大会参加申込前までに完了すること。
- ※ 詳細は合同チーム編成チャート参照

## 6. その他

- (1)合同チーム参加に関わる細則は、必要に応じて当該専門部で定める。
- (2)合同チームとして参加する当該校は、専門部の定める細則に従わなければならない。

付記 本規程は、平成20年4月1日より施行し、令和5年12月1日より改正する